

「再犯防止に向けた総合対策」の実施状況について

【資料2－1】

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成27年度の取組	平成27年度に実施した取組内容			今後の課題等	
				取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施した取組 (注2)		
1 対象者の特性に応じた指導や支援策を強化する								
(1)少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援	i	個々の犯罪・非行歴、家庭環境、交友関係、発達上の課題、生活設計等に応じた指導・支援を集中的に実施する	法務省	・少年鑑別所在所者の学力査定体制の検証	・これまでの学力査定の試行の検証を行い、その結果を踏まえて、学力査定を全庁で実施する体制を整えた。	A		・引き続き学力査定を全庁において実施する。
				・少年院在院中から仮退院後の保護観察指導まで継続・縦貫する鑑別を必要に応じ実施 ・少年鑑別所における法務省式ケースアセスメントツール(※1)の継続的運用・精度向上 ・法務省式ケースアセスメントツール(※1)のデータ集積	・平成26年度に引き続き、保護観察所の求めによる鑑別を積極的に実施した。 ・少年鑑別所において、平成27年6月1日から性非行に特化した法務省式ケースアセスメントツール(※1)(性非行)を全庁に導入した。 ・平成25年8月から法務省式ケースアセスメントツール(※1)のデータを集積しており、平成27年度においてもデータの蓄積を継続した。	A		・少年鑑別所において、少年院在院者を少年鑑別所に収容して鑑別を行う収容処遇鑑別を積極的に実施する。 ・引き続き、法務省式ケースアセスメントツール(※1)の運用の定着を図るとともに、少年院在院者に対する法務省式ケースアセスメントツール(※1)の再評定の実施を推進する。 ・引き続き、保護観察所との連携強化を推進する。
				・少年院におけるチームティーチング(※2)体制の効果的・効率的な在り方の検証及び実施施設の拡大の検討	・少年院6庁においてチームティーチング(※2)体制を構築し、実情調査をするなどして効果的・効率的な実施について検討し、情報共有を図ることで更なる充実を図った。	A		・少年院のチームティーチング(※2)体制を検証しつつ、実施体制の充実を図る。
				・少年院の重点指導施設の拡大及び重点指導施設における薬物非行防止プログラムの効果検証	・実施庁を3庁拡大し、重点指導施設11庁における集中指導を継続するとともに、効果を検証するためのデータを収集した。 ・集合研修を実施するなどして指導職員の育成を図った。	B	・全少年院において薬物非行防止指導を実施した。	・効果検証のためのデータ収集を継続する。 ・少年院において、指導職員の育成を進める。
				・少年院における実施結果を踏まえ、更なる処遇充実方策検証 ・少年院における専門機関との連携強化や職員の研修受講の枠組みの検討	・平成26年度に実施したガイドラインに基づく処遇の実施結果を踏まえ、ガイドラインを改訂した上で、支援教育課程Ⅰ・Ⅱを置く男子少年院全庁において、改訂版ガイドラインに基づく処遇を実施した。 ・支援教育課程Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを置く全少年院の職員を対象とした集合研修を実施した。 ・ガイドライン改訂に当たり、発達障害の専門家である大学教授に助言をいただくとともに、集合研修に特別支援学校長を講師として招くなど、専門機関との連携を行った。	A		・PDCAサイクル(※3)に基づく処遇を実施する。 ・引き続き職員研修を実施するなどして、指導及び支援を充実させる。
				・新少年院法施行に向けた処遇課程(※4)の改編、新少年院法施行後の実施 ・少年院矯正教育課程(※5)、個人別矯正教育計画(※6)及び成績評価(※7)制度の改訂作業を進め、新少年院法施行後の実施	・新法施行に当たって少年院矯正教育課程(※5)、個人別矯正教育計画(※6)及び成績評価(※7)の制度を整備し、新少年院法施行後、円滑に運用・実施した。	A		・少年院矯正教育課程(※5)、個人別矯正教育計画(※6)及び成績評価(※7)制度の実施状況を検証する。
				・刑事施設のパイロット施設における専門的プログラムの試行及び効果検証のほか、リスクアセスメントツールの試行 ・刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導の実施体制作り	・パイロット施設において専門的プログラムを試行し、同プログラムの効果検証に用いるデータの収集及び分析作業を進めるとともに、リスクアセスメントツールの開発に向けた試行版の作成及び試行を行い、データ収集を行った。 ・刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導の在り方等について討議する検討会を行い、その実施体制を整備した。	A		・専門的プログラムの効果検証作業を進める。 ・リスクアセスメントツールの開発作業及び運用方法についての検討を進める。 ・刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導の実施体制を確定し、指導者のスキルアップのための研修を行う。
				・少年院における高等学校卒業程度認定試験学習用教材の拡大整備 ・少年の基礎学力の状況を把握し、より効果的で体系化された基礎学力向上策の検討 ・刑事施設における教科指導と就労支援の有機的かつ効果的な連携について検討結果の実践	・少年院全庁に高等学校卒業程度認定試験学習用教材を整備するとともに、少年院1庁を高卒認定試験のモデル庁に指定し、高等学校卒業程度認定試験に対する指導の充実を図った。 ・短期義務教育課程、義務教育課程Ⅰ又は義務教育課程Ⅱに指定された者において、民間学力試験を継続して実施した。 ・各施設における教科指導と就労支援等との連携状況を刑事施設全庁に周知し、平成27年度全国59の刑事施設で高校卒業程度認定試験を実施したところ、503名の被収容者が受験した。受験の結果、延べ482名の受験者が1科目以上の科目に合格し、うち212名が高等学校卒業程度認定に至った。	A		・各少年院における学習環境を整備し、高等学校卒業程度認定試験の指導体制の強化を推進する。 ・引き続き在院者の基礎学力の状況を把握するとともに、体系化された基礎学力向上策を検討する。 ・高校卒業程度認定試験受験体制の更なる充実を図る。
				・少年院における処遇ケース検討会の継続的な実施と効果の検証	・処遇ケース検討会を全庁において継続的に実施するとともに、平成26年度の実施結果及び施設への質問紙調査を通して、処遇ケース検討会の結果の検証を行った。	A		・処遇ケース検討会の実施規模拡大等、その充実策について検討する。
				・少年院と保護観察所との行動連携の継続実施及び効果検証	・少年院に送致された者について、少年院及び保護観察所等が連携して少年院在院中の処遇及び生活環境の調整等を充実強化する取組について、情報の蓄積を図るため、関係通知の改正等を行った。 ・少年院から保護観察所へ特定生活指導の結果について情報伝達を行う等連携の強化を図った。	B		・取組の状況を踏まえ、引き続き生活環境の調整の充実化を検討する。 ・取組状況を踏まえ、更なる情報の蓄積を図り、引き続き行動連携の充実強化を図る。

項目	取組概要		担当省庁	工程表における平成27年度の取組	平成27年度に実施した取組内容			今後の課題等
					取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施した取組 (注2)	
				・短期的取組を踏まえた、少年・若年の保護観察対象者に対する指導・支援の充実強化策の検討・実施 ・少年の特性や状況に応じた受け皿を選択することができるよう、少年を受け入れる更生保護施設(※8)及び自立準備ホーム(※9)各施設の機能及び特長に応じた処遇内容の充実方策を検討し、必要に応じ体制を整備	・保護観察処分少年に対して適正かつ積極的に警告を実施した(警告の実施件数は、平成26年:119件、平成27年:99件)	A		・取組の状況を踏まえ、引き続き少年・若者の保護観察対象者に対する指導・支援の充実強化を検討する。
					・平成24年度から開始した更生保護委託費への加算措置を活用して、更生保護施設(※8)における受入れを促進するとともに、少年の特性や状況に応じた受け皿を選択することができるよう多様な受入れ先(NPO法人、会社法人等)の確保に努めたところ、平成27年度における自立準備ホーム登録事業者数は前年度を上回った(平成28年1月末現在358事業者、前年同時期325事業者)。	A		・引き続き多様な登録事業者を開拓し、自立準備ホーム(※9)を効果的に活用するとともに、更生保護施設(※8)の受け皿としての機能を拡充し、少年・若年の保護観察対象者に対する指導・支援の充実強化を図る。
(1)少年・若年者及び初心者に対する指導及び支援	ii	家族等による監督・監護の強化や、これを補完する支援者による支援の輪の拡充を図る	法務省	・試行結果を踏まえたプログラムの改訂及び少年院全庁での実施 ・保護観察所における短期的取組を踏まえた、保護者の監督・監護力の強化に向けた保護者に対する措置の充実策の実施	・試行結果を踏まえた保護者参加型プログラムのガイドラインを策定し、全庁での実施を開始した。	A		・PDCAサイクル(※3)に基づき、保護者参加型プログラムを確立する。
	iii	社会貢献活動等を行わせることにより、自己有用感を得させて社会のルールの大切さ等を理解させる	法務省 厚生労働省 農林水産省	・少年院における短期的取組の状況を踏まえた社会貢献活動の枠組みの構築の検討・実施 ・保護観察所における社会貢献活動の本格実施	・新法施行後の各施設の実施状況を踏まえ、少年院における社会貢献活動の在り方及びガイドラインの素案を作成した。 ・前年度に引き続き、全国の保護観察所において社会貢献活動の先行実施を行うとともに、平成27年6月1日、刑法等の一部を改正する法律(平成25年法律第49号)の一部が施行された後は、社会貢献活動を保護観察中の特別遵守事項に定めて実施する運用を開始した。平成27年度末現在で1,847か所の活動場所を確保するとともに、平成27年度に2,077回の活動を実施し、延べ4,016人の保護観察対象者が参加した。 ・法務本省において、先行実施を踏まえた効果的な活動の検討のために、社会貢献活動担当保護観察官を対象とした中央研修を実施した。	A		・新少年院法施行後の実施状況を踏まえたガイドラインを作成し、各施設に配布する。 ・円滑かつ効果的な社会貢献活動の実施がなされるよう、引き続き、活動場所の確保等の実施体制の整備を進める。
	iv	広く支援を必要としている少年に対し、各種ボランティア等との連携による立ち直り支援を推進する	警察庁	・これまでの取組に加えて広く支援を必要としている少年や保護者等に積極的に手を差し伸べ、その申出に応じ、警察職員等による定期的な連絡や家庭訪問、学生ボランティア等の協力を得た少年の社会奉仕活動、生産体験活動等の場・機会の拡大等を通じて、少年の高い再非行率の原因である不良交友関係の解消や当該交友関係に代わる居場所づくり等を実施	・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動として、少年警察ボランティア、地域住民等と連携して社会奉仕活動等を実施し、不良交友関係に代わる少年の新たな居場所づくりに努めた。	B		・少年と年齢が近く少年の気持ち、言葉を理解できる大学生ボランティアの裾野拡大・活性化を図る必要がある。
	i	地域生活定着促進事業対象者の早期把握及び迅速な調整により、出所等後直ちに福祉サービスにつなげる準備を進める		・他機関との情報連携の強化を含めた刑事施設における特別調整(※10)実施体制の推進 ・刑務所における社会復帰支援のためのプログラム(試行版)の推進策定・試行 ・医療刑務所等4庁における職業訓練の実施及び就労の支援・指導の改善 ・社会福祉士の少年院への所要の配置の検討 ・更生保護施設(※8)における高齢・障害者に対する処遇のノウハウを共有するなどして、退所(福祉への移行)に向けた処遇を一層効率的に行い、受入れ機能を強化	・特別調整(※10)に関し、医療・福祉的支援タスクフォースの申合せに基づき、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター(※11)間において円滑な情報共有、連携がなされるよう、事務レベルでの協議を行った。 ・特別調整(※10)の実施体制構築のため、刑事施設において、常勤の社会福祉士等の配置を12庁から14庁増やし、26庁とした。 ・社会復帰支援のためのプログラム(試行版)について、試行状況を踏まえた見直しを行った上で、刑事施設4庁において第二次試行を行った。 ・医療刑務所等4庁において、薫業科を55名に対し実施した。 ・少年院について、疾病や障害により、出院後、自立した生活を営むことが困難な在院者に対する社会復帰支援の充実を図るため、非常勤の社会福祉士の配置庁を12庁から16庁に拡大するとともに、常勤の社会福祉士を2庁に配置した。 ・平成21年度から、全国57の更生保護施設(※8)を高年齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等を保護する更生保護施設(指定更生保護施設)として指定して、福祉職員を配置しているところ、指定更生保護施設において福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等の受入れを促進した結果、平成27年度に指定更生保護施設に新規に委託した特別処遇対象者の人員は前年度を上回った(平成28年1月末現在:1,017人、前年度同時期:910人)。 ・全国の各ブロックにおける「刑務所出所者等に対する福祉支援に係る事例研究会」において、研究員として指定更生保護施設の福祉職員が参加し、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター(※11)、地方自治体等関係機関と情報共有及び意見交換を行うことで、処遇のノウハウの共有及び職員の能力向上を図った。	A		・特別調整(※10)に関し、協議結果を踏まえた運用の見直しを行うとともに、引き続き、運用上の課題について協議を行う。 ・試行結果を踏まえ、社会復帰支援プログラム内容の改訂について検討を行う。 ・社会復帰支援の実情を踏まえ、引き続き社会福祉士の配置拡大の必要性の検討を進める。 ・更生保護施設(※8)における福祉的支援の実情を踏まえ、効果的かつ効率的な処遇の在り方について調査研究を行うなどして、高齢・障害者に対する処遇の充実強化を図る。

項目	取組概要		担当省庁	工程表における平成27年度取組	平成27年度に実施した取組内容			今後の課題等
					取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施した取組 (注2)	
(2) 高齢者又は障害者に対する指導及び支援			法務省 厚生労働省		・矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター(※11)等機関が連携し、福祉の支援を必要とする対象者が出所後直ちに福祉サービスにつながるよう、迅速な調整に努めた。平成27年度における特別調整(※10)の終結人員は730人(前年度同時期690人)、特別調整(※10)の結果、福祉施設等につながった人員は479人(前年度同時期477人)となっている。平成27年度は、前年度に比べ、特別調整(※10)の結果、帰住予定地が確保された者の比率が1.1ポイント上昇している。 ・再犯防止ワーキングチーム幹事会の下、福祉・医療的支援タスクフォースが設置され、平成27年2月に「刑務所出所者等に対する福祉・医療的支援の充実・強化等について」申し合わせがなされた。これを受け、関係省庁課長補佐級で、特別調整(※10)に係る課題について協議を行い、関係機関間の更なる情報共有等の充実を図った。 ・平成21年度から、全国57の更生保護施設(※8)を高年齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等を保護する更生保護施設(指定更生保護施設)として指定して、福祉職員を配置しているところ、指定更生保護施設において福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等の受入れを促進した結果、平成27年度に指定更生保護施設に新規に委託した特別処遇対象者の人員は前年度を上回った(平成28年1月末現在:1,017人、前年度同時期:910人)。(1(2) i 再掲)	A		・取組の状況を踏まえ、引き続き支援体制及び関係機関間の情報共有の充実強化を図る。 ・関係機関との更なる連携の強化を図る。
	ii	地域生活定着促進事業の対象とならない者に対しても、個々の必要性に応じた指導・支援、医療・福祉等のサポートを実施する		・刑務所における社会復帰支援のためのプログラムの推進 ・医療刑務所等4庁における職業訓練の実施及び就労の支援・指導の改善	・社会復帰支援のためのプログラム(試行版)について、試行状況を踏まえた見直しを行った上で、刑事施設4庁において第二次試行を行った。 ・医療刑務所等4庁において、薫業科を55名に対し実施した。	A		・試行結果を踏まえ、社会復帰支援プログラム内容の改訂について検討を行う。
				・事例検証を踏まえ、地域生活定着促進事業の対象とならない者に対する必要な支援等新たな枠組みを検討 ・特定の地域における地域生活定着支援センター(※11)と保護観察所との連携によるサポートのモデル的実施の検証	・刑務所出所者等に対する福祉支援に係る事例研究会を全国5箇所で開催し、個別事例の収集・研究を通じて、関係機関との情報共有を図った。 ・平成26年度に全国20庁で実施した更生緊急保護(※12)の事前調整モデルの結果を踏まえ、平成27年度から全国50庁の保護観察所において、起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施として、福祉サービスが必要な対象者に支援を行った。	B		・取組の状況を踏まえ、引き続き、必要な支援を実施するための施策を検討する。
	iii	刑務所から出た直後の指導・支援を強化するとともに、刑務所収容中、出所後の生活へのスムーズな適応を目指した指導を充実する		・刑事施設における身体機能や生活能力の維持・強化のための指導及び支援の実施 ・理学療法士等を活用した高齢又は障害のある受刑者に対する支援の継続的実施	・刑事施設14庁において、健康運動指導士等の外部講師を招へいしての専門的トレーニング及び対人関係円滑化指導等の高齢受刑者社会生活講座を実施した。また、試行を実施している社会復帰支援プログラムについても、身体機能や生活能力の維持・強化等について盛り込んでいる。 ・理学療法士等が配置されている刑事施設において、高齢又は障害のある受刑者に対して、理学療法士等を活用した支援を実施した。	A		・社会復帰支援プログラムについては、試行結果を踏まえ、プログラム内容の改訂について検討を行う。
				・刑務所出所者等に対する福祉支援に係る事例研究会の開催 ・全国事例の収集及び事例集(研修教材)の検討・作成	・刑務所出所者等に対する福祉支援に係る事例研究会を全国5箇所において開催し、個別事例の収集・研究を通じて、関係機関との連携強化を図った。(1(2) ii 再掲)	A		・取組の状況を踏まえ、事例集(研修教材)を作成し、関係機関との連携強化を進める。
(3) 女性特有の問題に着目した指導及び支援	i	女性に特徴的な傾向を分析し、更に効果的な指導・支援方策を検討する	法務省	・刑事施設のパイロット施設における専門的プログラムの試行及び効果検証のほか、リスクアセスメントツールの試行 ・刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導の実施体制作り ・女子受刑者に対する処遇体制の充実強化方策の検討・実施	・専門的プログラムの効果検証に用いるデータの収集及び分析作業を進めるとともに、女子受刑者特有の傾向を踏まえたリスクアセスメントツールの開発に向け、試行版の作成及び試行を行った。 ・刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導の在り方等について討議する検討会を行い、その実施体制を整備した。 ・平成26年度に策定した女子受刑者特有の課題に係る処遇プログラムを全国の女子刑事施設で実施し、処遇体制の充実強化及び指導担当者のスキルアップのため研修を行った。	A		・女子受刑者用のリスクアセスメントツールの開発作業及び運用方法についての検討を進める。 ・刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導の実施体制を確定し、指導者のスキルアップのための研修を行う。 ・女子受刑者特有の課題に係る処遇プログラムの効果的な実施方法について検討する。
				・短期的取組及び矯正における分析を踏まえた保護観察所における効果的な指導・支援方策の検討・実施	・女性の薬物乱用者に特徴的な傾向を踏まえた対応を行うことを目的の一つとして、保護観察所が行う薬物再乱用防止プログラム(平成27年12月、「薬物処遇プログラム」から名称変更。)で用いるワークブックの改訂作業を行った。	A		・改訂されたワークブックを用いて薬物再乱用防止プログラムを実施する。
	ii	過去の被虐待体験などによる心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている者への支援方策を検討する	法務省	・女子刑事施設における地域支援モデル事業の試行及び効果検証	・女子刑事施設における地域支援モデル事業を7庁において実施した。また、その効果検証のために女子施設地域支援モデル事業検証会議を開催した。	A	・平成28年度から、更に2庁において女子刑事施設における地域支援モデル事業を実施するための準備を進めた。	・地域支援モデル事業の安定的な実施体制の確立に向けた検討を進める。
				・女子受刑者特有の課題を踏まえた改善指導プログラムの試行及び効果検証体制の検討	・平成26年度に策定した女子受刑者特有の課題に係る処遇プログラムを全国の女子刑事施設で実施し、効果検証の実施方策等を検討するため、検討会を実施した。	A		・女子受刑者特有の課題に係る処遇プログラムの効果検証体制について引き続き検討する。
				・女子少年院における新プログラムの効果検証及び実施施設の拡大	・女子少年院在院者の特性を踏まえた新たなプログラムについて、平成26年度の試行結果を踏まえ改訂を加えた上で、試行庁を5庁から9庁に拡大して実施するとともに、効果検証を行った。	A		・試行庁を更に拡大し、継続して効果検証を行う。

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成27年度の取組	平成27年度に実施した取組内容			今後の課題等
				取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施した取組 (注2)	
(4) 薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援	i	法務省 厚生労働省	・刑事施設のパイロット施設における専門的プログラムの試行及び効果検証のほか、リスクアセスメントツールの試行 ・刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導の実施体制作り	1(1) i 再掲			
			・保護観察所における「薬物処遇プログラム」の本格実施 ・保護観察所における簡易薬物検出検査の実施 ・薬物依存症リハビリ施設等に対して、入通所等を委託 ・検討結果を踏まえ、必要に応じ薬物事犯者に対する処遇を専門的・体系的に実施することができるような更生保護施設(※8)における職員体制等の整備 ・「地域支援ガイドライン」の策定 ・薬物事犯者特有の問題性に焦点を当てた調査等の実施・検証を踏まえた所要の取組の推進	・保護観察所において、平成27年(平成27年1月から12月末まで)に、薬物再乱用防止プログラムを1, 391人に対して実施したほか、保護観察対象者の自発的意思に基づく簡易薬物検出検査を3, 155人に対して延べ8, 500回実施した。 ・保護観察所において、薬物依存回復訓練の委託先として63の薬物依存症リハビリ施設等が登録された(平成27年末現在)。 ・「地域支援ガイドライン(案)」について、前年度までの取組状況を踏まえ、新たに6庁の保護観察所をモデル事業実施庁として指定し、地域の医療・保健・福祉機関及び民間支援団体との連携の強化を図った。 ・平成27年11月、法務省と厚生労働省が共同で「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」(以下「地域連携ガイドライン」という。)を策定した。	A	・平成27年11月、総務省地域力創造審議官及び法務省保護局長の連名により、各都道府県知事及び各市区町村長宛て、薬物依存者に対する地域支援体制の整備の推進等に関する依頼文書を発出した。	・地域連携ガイドラインに基づき、保護観察所と地域の医療・保健・福祉機関及び民間支援団体との連携強化を進める。
				・全国8庁の地方更生保護委員会において、33庁の刑務所(刑務支所を含む。)に収容されている帰住先の確保されていない薬物事犯者等を対象に、薬物への依存度や関連する精神障害等の薬物事犯者特有の問題性に焦点を当てた面接調査等を行い、当該調査結果を活用し、保護観察所による生活環境の調整を通じて適切な帰住地の確保に努めるとともに釈放後の処遇を行った。	A		・地方更生保護委員会において実施している薬物事犯者特有の問題性に焦点を当てた調査等の充実・拡大を図る。
				・刑の一部の執行猶予制度の施行による薬物事犯者の増加等に対処することも見据え、平成27年度において新たに5つの更生保護施設(※8)を薬物処遇重点実施更生保護施設として指定して専門スタッフを配置し、全国15の施設で回復プログラムの実施を含む薬物事犯者に対する重点的な処遇を実施した。 ・平成27年11月～12月には薬物処遇重点実施更生保護施設の職員等に対する研修(合計16名参加)及び事例研究協議会(合計18名参加)を行った。 ・平成24年度から引き続き更生保護委託費への加算措置を活用して、更生保護施設(※8)における薬物事犯者の受入れを促進した結果、平成27年度に同事犯者を含む自立が困難な者を委託した数は前年度を上回った(平成28年1月末現在自立困難者新規受け入れ数: 1, 986人、前年度同時期1, 866人)。 ・薬物依存症リハビリ施設を含む薬物事犯者の多様な受入れ先の確保に努めたところ、平成27年度における自立準備ホーム登録事業者数は前年度を上回った(平成28年1月末現在358事業者、前年同時期325事業者)。(1(1) i 再掲)	A		・薬物処遇重点実施更生保護施設における受入れ状況や処遇の実情を踏まえつつ、更生保護施設(※8)における薬物事犯者に対する処遇の充実強化及び更生保護施設における職員体制の充実強化を図る。
		厚生労働省	・「地域依存症対策支援事業」の検証結果等を踏まえ、特に効果的な取組について、全ての自治体において本格実施する上での課題について検討	・本事業での好事例を基に地域での関係機関の連携の在り方について検討し、平成27年11月に発出した「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域支援ガイドライン」に反映させた。	A		・地域における依存症対策を推進する。
			・「依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業」において、依存症者に対する認知行動療法プログラムの全国的な実施を試行	・依存症の治療・回復プログラムを実施する医療機関のない地域の精神保健福祉センターにおいて、認知行動療法を用いた治療・回復プログラムを実施した。	B	・平成28年度診療報酬改定において、認知行動療法プログラムの評価を新設した。	・治療・回復プログラムの更なる普及を図る。
			・依存症回復施設の質を担保し、依存症への対応力を一層強化するため、依存症回復施設職員に対する研修を実施	・平成27年度から依存症回復施設職員に対する研修に加え、精神保健福祉センター職員に対する認知行動療法を用いた治療・回復プログラム等に関する研修を開始した。	A		・依存症回復施設職員等への研修を継続して実施する。
			・「依存症治療拠点機関設置運営事業」の実施	・平成26年度に引き続き、平成27年度においても、全国5箇所の拠点機関と全国1箇所の全国拠点機関において、依存症に関する支援体制モデル構築のための事業を実施した。	A		・依存症の専門的な治療・相談が受けられる体制整備を推進する。
	ii	法務省 厚生労働省	・医療・保健・福祉機関等と連携した引受人・家族会の積極実施 ・「薬物依存に関する家族支援の手引」を活用した家族等への支援の充実強化	・保護観察所において、平成27年度に、「薬物依存に関する家族支援の手引」を活用した内容を含む引受人・家族会を210回実施し、延べ3, 360人が参加した。 ・法務本省において、専門家を交えた「薬物地域支援研究会」を3回開催し、家族支援も含めた関係機関との連携方策を検討の上、その結果等も踏まえ、「地域連携ガイドライン」を策定した。	A		・引き続き、家族等への支援の充実強化を図る。
			・「地域依存症対策支援事業」の検証結果等を踏まえ、必要に応じ、全ての自治体において「家族支援員」を配置する上での課題について検討	・「地域依存症対策支援事業」における家族支援員の役割を踏まえ、平成27年度からの「依存症家族対策支援事業」において、依存症者の家族の相談に当たる者を3箇所の精神保健福祉センターに配置した。	A		・依存症家族支援の継続実施。
			・「依存症家族対策支援事業」において、依存症家族に対し、認知行動療法を用いた心理教育プログラムの実施	・3箇所の精神保健福祉センターにおいて、依存症者の家族に対し、認知行動療法を用いた心理教育プログラムを実施した。	A		・依存症家族支援の継続実施。

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成27年度の取組	平成27年度に実施した取組内容			今後の課題等
				取組の状況	評価 【注1】 【A～D】	左記以外で実施した取組 （注2）	
(4)薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援	iii	法務省 厚生労働省	1－(1)の再掲				
			・矯正施設における個々の受刑者等の実情に応じた就労支援を重点的に行う取組の検証と更なる充実策の検討	・刑事施設において、重点的な就労支援（平成27年の対象者数：467人）を実施した。 ・新たに少年院11庁に就労支援スタッフを配置した。 ・平成25年度に発出した通知に基づき、少年院において重点的な就労支援（平成27年の対象者数：179人）を実施した。	A		・必要に応じて、重点的な就労支援の実施状況等について点検し、改善を図る。 ・必要に応じて、重点的な就労支援の実施状況等について点検し、改善を図る。 ・重点的な就労支援を継続し、更なる充実策を検討する。
			・薬物事犯者も含めた刑務所出所者等総合的就労支援対策（※13）のより柔軟かつ積極的な展開	・保護観察所、ハローワーク等関係機関と連携して刑務所出所者等総合的就労支援（※13）を実施し、平成27年は少年院で在院中に69名について就職先が決定した。 ・厚生労働省と連携して刑務所出所者等総合的就労支援を実施し、身元保証制度の活用により、平成27年度は2,022人が就職した。 ・刑務所出所者等を雇用し、生活指導等を行う協力雇用主に対する「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」を導入するなど協力雇用主に対する支援を充実強化した。 ・公共職業安定所の就職支援ナビゲーターを平成26年度の50人から平成27年度は90人に増員するなど、事業を大幅に拡充した。 ・矯正施設在所中の就労支援を強化するため、平成27年度から全国5か所の矯正施設において、矯正施設内に公共職業安定所の相談員を駐在させる取組をモデル的に開始した。 ・公共職業安定所、保護観察所、刑務所等が連携した刑務所出所者等就労支援事業により、2,675人が就職した。	A		・関係機関等と連携し、引き続き就労支援を強化していく。 ・厚生労働省と連携して刑務所出所者等総合的就労支援を更に推進するとともに、刑務所出所者等就労奨励金支給制度の拡充等協力雇用主に対する支援の充実強化を行っていく。
(5)性犯罪者に対する指導及び支援	i	法務省	・刑務所における処遇プログラムの実施体制等の検証・見直し及び充実 ・刑務所におけるプログラム実施対象者選定方法の見直しの結果を踏まえ、所要の改善策の実施 ・刑務所から関係機関に対する必要な情報提供の実施継続	・刑務所における処遇プログラムの実施体制充実化を目的として、指導担当職員育成のための実施体制を整備した。 ・刑務所におけるプログラム実施対象者選定方法を見直すための実務者会議を開催し、選定方法の改良作業を継続した。 ・刑務所から関係機関に対して、同指導に関する情報提供を積極的に実施した。	A		・刑務所における処遇プログラムの実施体制等の充実化の継続 ・刑務所におけるプログラム実施対象者選定方法の改善策実施に向けた作業の継続 ・刑務所から関係機関に対する必要な情報提供の実施継続
			・少年院における更なる処遇充実方策検証、指導施設拡大検討	・全少年院において、性非行防止指導を実施し、性非行少年に対する指導の充実を図った。また、重点指導施設2庁における性非行防止指導の集中的な指導を継続し、実施結果報告を提出させ、今後の課題を検討するとともに、研修等で共有することにより充実を図った。 ・集合研修を実施したり指導者用の教材を作成することで、指導者の育成及び指導体制の充実化を図った。	A		・全少年院における性非行防止指導及び重点指導指導施設における集中指導を継続するとともに、効果検証作業を進める。 ・職員の指導力向上のため、研修等を実施する。
			・前年度における方策の検討結果を踏まえた保護観察所等における取組の推進	・性犯罪者処遇プログラムに係る視聴覚教材を作成し、全国の地方更生保護委員会及び保護観察所に配付の上、積極的な活用について周知した。	A		・性犯罪者処遇プログラムの適切な実施を図る。
	ii	諸外国の取組事例等も参考とし、性犯罪リスクの高い刑務所出所者等への新たな対策を検討する	警察庁 法務省	・検討で得られた知見を基に、必要に応じ、関係省庁が連携し、対策を具体化	・法務総合研究所の調査・分析結果等も踏まえながら、性犯罪リスクの高い刑務所出所者等への新たな対策について検討を行った。	A	・諸外国の取組み事例等も含めて、性犯罪者への新たな対策の検討のための各種調査・分析を実施し、平成27年版犯罪白書（特集）及び研究部報告として発刊。

項目	取組概要		担当省庁	工程表における平成27年度を取組	平成27年度に実施した取組内容			今後の課題等
					取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施した取組 (注2)	
(6)暴力団関係者等再犯リスクの高い対象者に対する指導及び支援	i	暴力団関係者のうち離脱意志を持つ者に対して必要な支援を継続的に実施する	警察庁 法務省	・刑事施設のパイロット庁の試行結果を踏まえた暴力団離脱指導の検討	・暴力団からの離脱意思を表明するに至らない受刑者に対し、離脱意思の醸成を図るための新たな指導体制を検討した。 ・平成26年度に引き続き、警察、保護関係機関と連携し、刑事施設において暴力団離脱指導を実施した。 ・平成26年度に引き続き、暴力団離脱に係る警察及び都道府県暴力追放運動推進センター(※14)との協力連携について、全国の地方更生保護委員会及び保護観察所において、警察及び同センターとの協力関係の充実及び強化を図った。	A		・暴力団からの離脱を表明した受刑者に対する処遇の全国展開及び離脱意思を表明するに至らない受刑者への新たな指導体制について、更に検討を進める。 ・取組の状況を踏まえ、引き続き関係機関の連携強化を検討する。
				・関係機関との連携による、暴力団からの離脱指導の適切な実施				
	ii	再犯要因としてアルコール依存、対人暴力等の問題性が高い者に対して適切な処遇・指導を実施する	法務省	・刑務所等との情報連携を踏まえた暴力団からの離脱指導の適切な実施 ・警察及び都道府県暴力追放運動推進センター(※14)との協力による暴力団からの離脱指導の適切な実施	・暴力団からの離脱指導に係る刑事施設からの情報を踏まえ、全国の保護観察所において、仮釈放者に対し、警察及び都道府県暴力追放運動推進センター(※14)と連携した継続的な離脱指導を実施した。 ・平成26年度に引き続き、暴力団離脱に係る警察及び都道府県暴力追放運動推進センター(※14)との協力連携について、全国の地方更生保護委員会及び保護観察所において、警察及び同センターとの協力関係の充実及び強化を図った。(1(6) i 再掲) ・暴力団からの離脱の意思を有する者に対する援護の措置により、暴力団から離脱し仮釈放となった者について、矯正施設からの通知により確実にその情報を把握し、出所後の指導及び支援を行った。 ・「暴力団社会復帰対策協議会」等の機会を通じ、矯正施設等の関係機関・団体、警察、都道府県暴力追放運動推進センター(※14)の相互連携に関する認識の共有・取組の強化を図った。	A		・取組の状況を踏まえ、引き続き関係機関の連携強化を検討する。 ・今後も矯正施設等の関係機関・団体及び都道府県暴力追放運動推進センター(※14)との連携を図り、これまでの取組を継続させ、暴力団からの離脱及び社会復帰を促進する。
				・試行版データ集積の継続 ・刑務所における暴力防止プログラムの実施 ・検討結果を踏まえ、必要に応じ、刑務所において交通事犯以外の受刑者に対するアルコール依存回復プログラムの実施 ・刑務所における民間自助グループ(※15)との連携	・受刑者用リスクアセスメントツール(試行版)の試行及びデータの集積を行った。 ・平成26年度に引き続き、刑事施設において暴力防止プログラムを実施した。 ・刑務所において交通事犯以外の者に対してアルコール依存回復プログラムを試行し、効果検証を実施した。 ・刑務所においてアルコール依存回復プログラムを実施する際に、民間自助グループ(※15)等との連携を図った。			
				・少年院における暴力防止プログラム及び交友関係プログラムの本格実施	・全少年院において、標準的なプログラムにより暴力防止指導及び交友関係指導を実施した。 ・指導者育成のための研修を実施した。			
				・保護観察所における暴力防止プログラムの充実に向けた方策の検討・実施	・保護観察対象者の問題性に応じて、配偶者等との関係性や飲酒の問題等に関する単元を追加し、全国の保護観察所において実施した。			

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成27年度の取組	平成27年度に実施した取組内容			今後の課題等	
				取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施した取組 (注2)		
2 社会における「居場所」と「出番」を作る								
(1)住居の確保	i	法務省 厚生労働省 国土交通省		・刑事施設において、全国8庁の地方更生保護委員会が帰住先の確保されていない受刑者に面接調査を実施する取組や、一部の刑事施設に収容されている薬物事犯者等に対し、薬物への依存度や関連する精神障害等の薬物事犯者特有の問題性に焦点を当てた調査等を実施するに際し、協力を行った。 ・刑事施設(84庁)において、地方更生保護委員会・保護観察所との連携を強化するために、テレビ遠隔通信システムの試行運用を開始し、受刑者の社会復帰に向けた情報共有等に活用している。 ・全国8庁の地方更生保護委員会において、全刑事施設の協力のもと、帰住先の確保されていない受刑者に面接調査を実施し、釈放後の住居の希望や生活計画等を把握して、その情報を生活環境の調整を行う保護観察所へと伝達するとともに、保護観察所において生活環境調整の迅速化及び積極化に努めた。 ・全国8庁の地方更生保護委員会において、33庁の刑務所(刑務支所を含む。)に収容されている帰住先の確保されていない薬物事犯者等を対象に、薬物への依存度や関連する精神障害等の薬物事犯者特有の問題性に焦点を当てた面接調査等を行い、当該調査結果を活用し、保護観察所による生活環境の調整を通じて適切な帰住地の確保に努めるとともに釈放後の処遇を行った。(1(4) i 再掲) ・刑の一部の執行猶予制度の施行を控え、収容中の者に対する生活環境の調整について、地方更生保護委員会が生活環境の調整を行う保護観察所に対する指導・助言、保護観察所相互間の連絡調整等を行う枠組及びその運用等を定めた。	A		・刑事施設において、引き続き地方更生保護委員会が実施する調査等に協力する。 ・刑事施設において、テレビ遠隔通信システムが生活環境調整等に、より一層有効活用されるように調整を行う。 ・地方更生保護委員会において実施している薬物事犯者特有の問題性に焦点を当てた調査等の充実・拡大を図る。 ・適切な帰住先の調整のための取組について更なる推進を図る。	
			① 自立更生促進センター(※16)における確実な受入れの推進、更生保護施設(※8)の受入れ機能の強化、自立準備ホーム(※9)等の多様な一時帰住先の確保に努める	・沼田町就業支援センター、北九州自立更生促進センター、茨城就業支援センター、福島自立更生促進センターの取組や効果を検証し、センター構想について再検討	・4センターにおいて、各センターが地域や入所者の特性に応じた処遇を実施した。平成27年度の新規入所者数は66人となっている。 ・4センターにおいて、地方自治体・自治会・学校等に対するセンターの状況についての説明、地域の清掃活動、地域住民に対する行事への参加の案内、各種団体への会場提供、地域との協議会の開催等を通じ、地域との連携と地域の理解確保に努めた。 ・平成26年3月に出された総務省行政評価局による「刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」においてなされた検証を踏まえ、入所者確保や自立支援プログラム等の開発・試行等に取り組んだ。	B		・引き続き、4センターにおける受入れの促進を図る。 ・処遇プログラムの効果検証等に資する十分なデータを収集する。 ・各センターで開発した処遇プログラムを更生保護施設等へ普及させるため、処遇プログラム研究会を実施する。
			② 刑務所出所者等が、地域において住居を自力で確保できるよう、保護観察における生活指導を強化し、住居の確保に資する知識・情報の提供を行う	・更生保護施設(※8)において一層効果的な処遇を可能とするため、必要に応じ、施設規模を拡大するとともに、特定の問題を抱えた対象者に対する処遇への特化等を促進 ・自立準備ホーム(※9)各施設の機能及び特性に応じた受入れの促進及び処遇内容の充実 ・効果的な就労支援の実施 ・定住支援ハンドブック等を活用した刑務所出所者等に対する住居の確保に資する知識・情報の提供の実施及び効果的な提供方法の検討	・平成27年度予算において、収容定員の増加に伴う更生保護施設(※8)の改修・改築工事を実施する更生保護法人に対し、その費用の一部を補助する経費を措置した。 ・平成24年度から引き続き更生保護施設(※8)が自立更生に困難が伴う者を受け入れた場合の加算措置を行い、更生保護施設(※8)の積極的な受入れを促進した結果、平成27年度の自立困難者の受入れ数が前年度を上回った(平成28年1月末現在自立困難者新規受入れ数:1,986人、前年度同時期1,866人)。(1(4) i 再掲) ・保護観察対象者の多様な特性に応じるため、自立準備ホーム(※9)の登録事業者として、NPO法人等多岐に渡って新規参入を促進した結果、平成27年度における自立準備ホーム登録事業者数は前年度を上回り(平成28年1月末現在:358事業者、前年同時期:325事業者)(1(1) i 再掲)、その結果、平成27年度における同ホームへの新規委託人員は前年度実績を上回った(平成28年1月末現在新規委託人員1,178人、前年度同時期1,053人)。 ・平成27年度から更生保護施設入所者について、入所当初からその者の状況に応じた計画的かつ継続的な住居確保支援業務を行う自立支援業務補助資金職員を全国70の更生保護施設(※8)に配置した。 ・「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」を導入するなど、協力雇用主に対する経済的支援策の拡充を行うとともに更生保護就労支援事業(※17)の実施庁を拡充し、協力雇用主(住み込み就労可能な雇用主を含む)の新規開拓(平成28年4月1日現在16,330事業主)や研修等を行った。	A		・引き続き多様な登録事業者を開拓し、自立準備ホーム(※9)を効果的に活用するとともに、更生保護施設(※8)の受け皿としての機能を拡充し、保護観察対象者の特性に応じた処遇の充実強化を図る。 ・刑務所出所者等の社会復帰に不可欠な生活基盤である就労と住居を一体的に確保するための方策を検討、実施する。
				・薬物事犯者等特定の問題を抱える対象者に対する専門的・体系的な処遇の実施に向け、必要に応じ、更生保護施設(※8)の職員体制等を充実強化	・規制薬物等に対する依存のある対象者への処遇を強化するため、平成27年度において新たに5つの更生保護施設(※8)を薬物処遇重点実施更生保護施設として指定して専門スタッフを配置し、全国15の施設で回復プログラムの実施を含む薬物事犯者に対する重点的な処遇を実施した。(1(4) i 再掲) ・平成27年11月～12月には薬物処遇重点実施更生保護施設の職員等に対する研修(合計16名参加)及び事例研究協議会(合計18名参加)を行った。(1(4) i 再掲)	A		・引き続き、更生保護施設(※8)における薬物事犯者に対する処遇の充実強化及び更生保護施設(※8)における職員体制の充実強化を図る。
	ii	住み込みでの受入れに積極的な協力雇用主の確保・開拓を行うなど、就労と結びつく住居の安定的な確保策について検討する	法務省 農林水産省 経済産業省	・更生保護就労支援モデル事業(※17)による企業ネットワークを活用した多業種にわたる協力雇用主の拡大 ・業界団体等に対する協力雇用主の周知・募集 ・住み込み就労が可能な協力雇用主の開拓	・「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」を導入するなど協力雇用主に対する経済的支援策の拡充を行うとともに更生保護就労支援事業(※17)の実施庁を拡充し、協力雇用主(住み込み就労可能な雇用主を含む)の新規開拓(平成28年4月1日現在16,330事業主)や研修等を行った。(2(1) i 再掲) ・再犯防止対策WTのもとに設置された就労支援TFを活用し、関係省庁を通じた各業界団体等に対する協力雇用主の周知・募集の協力依頼を行った。	A		・刑務所出所者等の社会復帰に不可欠な生活基盤である就労と住居を一体的に確保するための方策を検討、実施する。

項目	取組概要		担当省庁	工程表における平成27年度の取組	平成27年度に実施した取組内容			今後の課題等
					取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施した取組 (注2)	
(2) 就労の確保	i	①施設収容後早期からの就労支援を行う ②就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組等を一層推進するなど、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する	法務省 厚生労働省	・刑事施設における重点的な就労支援の取組の検証及び更なる充実策の検討	・刑事施設において、重点的な就労支援(平成27年の対象者数:467人)を実施した。	A		・必要に応じて、重点的な就労支援の実施状況等について点検し、改善を図る。
				・刑事施設における協力雇用主のアンケート調査等を踏まえた効果的な訓練種目・生産作業(農業等)の拡大・実施及び再検討	・協力雇用主等のアンケート調査等を踏まえ、介護福祉科、医療事務科、自動車整備科(3級整備士課程)及びビジネススキル科を拡大した。その結果、4,770人の受刑者が職業訓練を受講した。 ・雇用ニーズの高い建設関連の職業訓練(建設く体工事科、建設機械科(小型建設機械課程)、内装施工科(標準課程)、電気通信設備科(電気工事設備課程)、フォークリフト運転科)を拡大した。 ・雇用ニーズを踏まえ、平成28年度における、数値制御機械科及び点字翻訳科の廃止を検討した。	A		・引き続き雇用ニーズを参考にして効果的な職業訓練の実施について検討を行い、所要の措置を講じる。
				効果的な就労支援の実施	・「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」を導入するなど協力雇用主に対する経済的支援策の拡充を行うとともに更生保護就労支援事業(※17)の実施庁を拡充し、協力雇用主(住み込み就労可能な雇用主を含む)の新規開拓(平成28年4月1日現在16,330事業主)や研修等を行った。(2(1) i 再掲)	A	・平成27年11月、総務省地域力創造審議官及び法務省保護局長の連名により、各都道府県知事及び各市区町村長宛て、協力雇用主に対する支援の推進等に関する依頼文書を発出した。	・厚生労働省と連携して刑務所出所者等総合的就労支援を更に推進するとともに、刑務所出所者等就労奨励金支給制度の拡充等協力雇用主に対する支援の充実強化を行っていく。
				・より柔軟かつ積極的な刑務所出所者等総合的就労支援対策(※13)の展開	・厚生労働省と連携して刑務所出所者等総合的就労支援を実施し、身元保証制度の活用により、平成27年度は2,022人が就職した。(1(4) iii 再掲) ・刑務所出所者等を雇用し、生活指導等を行う協力雇用主に対する「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」を導入するなど協力雇用主に対する支援を充実強化した。(1(4) iii 再掲) ・公共職業安定所の就職支援ナビゲーターを平成26年度の50人から平成27年度は90人に増員するなど、事業を大幅に拡充した。(1(4) iii 再掲) ・矯正施設在所中の就労支援を強化するため、平成27年度から全国5か所の矯正施設において、矯正施設内に公共職業安定所の相談員を駐在させる取組をモデル的に開始した。(1(4) iii 再掲) ・公共職業安定所、保護観察所、刑務所等が連携した刑務所出所者等就労支援事業により、2,675人が就職した。(1(4) iii 再掲)	A		・厚生労働省と連携して刑務所出所者等総合的就労支援を更に推進するとともに、刑務所出所者等就労奨励金支給制度の拡充等協力雇用主に対する支援の充実強化を行っていく。
				・位置把握装置の試験的運用・検証	・受刑者の円滑な社会復帰を推進するため、外出・外泊等を実施するなどし、一部の刑事施設において、位置把握装置の試験的運用を実施・検証している。	A		・位置把握装置の試験的運用・検証を継続する。 ・刑事施設における更なる外出・外泊等の推進策を検討する。
(2) 就労の確保	ii	刑務所出所者等の雇用上のノウハウや成功事例に関する情報を広く事業主等に提供することにより、実際に刑務所出所者等の雇用先となる協力雇用主を確保する	法務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	・多業種にわたる協力雇用主の拡大 ・業界団体等に対する協力雇用主の周知・募集 ・協力雇用主会における事業主に対する研修等の充実策の検討 ・協力雇用主に対する雇用奨励策の実施	・「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」を導入するなど協力雇用主に対する経済的支援策の拡充を行うとともに更生保護就労支援事業(※17)の実施庁を拡充し、協力雇用主(住み込み就労可能な雇用主を含む)の新規開拓(平成28年4月1日現在16,330事業主)や研修等を行った。(2(1) i 再掲) ・再犯防止対策WTのもとに設置された就労支援TFを活用し、関係省庁を通じた各業界団体等に対する協力雇用主の周知・募集の協力依頼を行った。 ・平成27年度から民間団体への委託により、協力雇用主等支援員を配置し、協力雇用主に対して刑務所出所者等の雇用に関する助言や求人開拓等を行っている。	A		・厚生労働省と連携して刑務所出所者等総合的就労支援を更に推進するとともに、刑務所出所者等就労奨励金支給制度の拡充等協力雇用主に対する支援の充実強化を行っていく。
					・刑事施設、保護観察所、地域生活定着支援センター、茨城就業支援センター等に対し、農林漁業の求人・求職イベントの案内を実施した。 ・受刑者・刑務所出所者等に対し、業界団体から農業・漁業就業に関する講話を実施した。	A		・引き続き、刑事施設等に対し、農林漁業の就業に関する情報発信を行っていく。
	iii	就労や就学による生活基盤の確立が特に重要な少年に対しては、関係機関や民間ボランティア等との連携を一層強化し、立ち直り支援の更なる推進を図る	警察庁 法務省	・少年院における就労支援対策の効果検証及び一層の積極化に係る方策の検討 ・少年院在院中に適切な就労支援を実施するための関係機関との連携方策の充実化の検討 ・少年院における雇用主の要望に応えることができる支援策の在り方の検討	・少年院への就労支援スタッフの配置を11庁拡大して計46庁とした。 ・少年院在院者及び保護者に対し、入院早期から就労のための働き掛けを行うとともに、ハローワークと連携した就労支援を継続的に実施した。	A		・平成27年度の取組実績を踏まえ、就労支援の充実化方策の検討を進める。
				・これまでの取組に加えて広く支援を必要としている少年や保護者等に積極的に手を差し伸べ、その申出に応じ、就労支援機関等と連携した就労支援、大学生ボランティア等の協力を得た学習支援活動、学校等との連携による就学支援等を実施し、就労・就学の支援を実施	・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動として、就労支援機関等と連携した就労支援活動や大学生ボランティア等と連携した学習支援による就労・就学支援を実施した。	B		・就労支援機関等との連携を強化して、就労支援を推進する。 ・大学生ボランティアの裾野拡大・活性化を図り、就学支援を推進する。
	iv	労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る企業・団体等(ソーシャルファーム)への支援等、新たな就労先確保策について検討する	法務省 厚生労働省	・収集した情報の検討 ・刑務所出所者等を受け入れるソーシャルファームの開拓・確保 ・ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の職場適応・定着の促進	・ソーシャル・ファームを活用した新たな就労先の確保を図るため、刑務所出所者等の就労・自立に理解を示すソーシャル・ファームの開拓を行った(平成28年2月末現在91団体)。	B		・実際に刑務所出所者等を雇用した経験のあるソーシャル・ファームからヒアリングを行うなどして更なる開拓に向けて雇用の拡大に向けた方策について検討を行っていく。

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成27年度を取組	平成27年度に実施した取組内容			今後の課題等
				取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施した取組 (注2)	
(3)社会貢献活動による善良な社会の一員としての意識のかん養	対象者に社会貢献活動等を行わせることにより、自己有用感を得させて改善更生の意欲を向上させる等の処遇効果を得るための取組を強化する	法務省 厚生労働省 農林水産省	・保護観察所における社会貢献活動の本格実施	1(1) iiiの再掲。			
(4)犯罪被害者の視点を取り入れた指導、支援等の実施	①犯罪被害者の心情を理解させた上で、被害者の体験を聴く機会を持たせたり、その心情を対象者に伝えるなど、被害者の視点を取り入れた指導を着実に実施する ②上記指導の効果検証を踏まえ、犯罪被害者との関係における修復的な取組の導入について検討する	法務省	・刑務所等における犯罪被害者団体等との連携の継続及び指導実施内容等の見直し	・平成26年度に引き続き、刑事施設及び少年院(計22庁)において、特定非営利法人いのちのミュージアムと連携の下、生命のメッセージ展を実施した。	A		・生命のメッセージ展の実施を継続し、必要に応じて見直しを図る。
			・少年院における被害者の視点を取り入れた教育プログラムの継続的な実施	・全少年院において、標準的なプログラムにより被害者の視点を取り入れた教育を実施した。 ・被害者の視点を取り入れた教育に係る指導体制の充実強化及び指導者育成を目的とした検討会を実施した。	A		・被害者の視点を取り入れた教育を継続的に実施するとともに、内容を更に充実させるための作業を進める。
			・心情等伝達制度の運用に係る指針を踏まえ、犯罪被害者の心情・意向を対象者の処遇に適切に反映させるための具体的方策の効果検証・見直し ・「しよく罪指導プログラム」の充実に向けた方策の検討・実施	・心情等伝達制度の運用に係る指針を踏まえ、心情等伝達により犯罪被害者の心情・意向を対象者の処遇に適切に反映させた事例について検証を行った。	A		・心情等伝達制度の運用に係る指針の効果検証結果を踏まえた具体的な方策の実施
				・しよく罪指導プログラムの実施に当たり協力を求める対象について、従来の引受人や家族の他、引受人以外の者であって対象者の改善更生のために協力する者を加えることとし、全国の地方更生保護委員会及び保護観察所に対して周知した。	B		・引き続きしよく罪指導プログラムの適切な実施を図る。
(5)満期釈放者等に対する支援の充実・強化	i 満期釈放受刑者に対する指導体制を強化する更生緊急保護(※12)による支援を充実強化する	法務省	・指導体制の見直しを踏まえた改善策の実施	・平成26年度に引き続き、刑事施設において、釈放前の指導用教材を活用して同指導を実施した。	A		・釈放前の指導の実施を継続し、必要に応じて見直しを図る。
			・短期的取組における検討を踏まえた試行	・保護観察所が検察庁と連携して、起訴猶予者に係る更生緊急保護(※12)の重点実施等を試行した。	A	・保護観察所において、平成27年に13,029件(速報値)の更生緊急保護(※12)を実施した。	・試行の取組状況を踏まえ、必要に応じて内容等の見直しを図る。
	ii 更生保護サポートセンター(※18)等を活用した保護観察終了者等の相談に応じる仕組みづくりを検討する	法務省	・保護観察終了者等の相談に応じる仕組みの検討	・サポートセンターは設置状況や地域の実情に応じた多様な活用が図られているが、保護観察終了者等を含む住民からの相談に応じる取組例等の情報収集及び保護司会への情報提供を行っている。	A		・継続して実施する。
	iii 少年院出院者について、元担当の法務教官等の助言・指導を受けることができる仕組み及び地域の青少年等からの相談に応じる仕組みづくり	法務省	・少年院の出院者への助言等の枠組みの検討及び新少年院法施行後の実施方法の検討	・出院者等からの相談に応じるための枠組みを構築した。	A		・構築した枠組みのもとで、実施を継続する。
			・少年鑑別所における地域の非行及び犯罪の防止に向けた相談業務及び地域との連携強化の推進	・法務少年支援センター(少年鑑別所)のホームページを開設し、広報の積極化を図った。 ・少年鑑別所8施設において、ホームページ上にメールによる相談受付システムを整備した。 ・地域援助業務を専門に受け持つポストである地域非行防止調整官について、東京及び大阪少年鑑別所に加え、名古屋及び福岡少年鑑別所にも配置した。	A		・引き続き、地域社会の非行及び犯罪の防止に関する援助業務として、一般の方からの相談や関係機関との連携の強化を図る。

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成27年度の取組	平成27年度に実施した取組内容			今後の課題等
				取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施した取組 (注2)	
3 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する							
(1)再犯の実態や 対策の有効性等に 関する調査研究の 実施	i	①実態把握及び対策の 効果検証のため必要な 調査研究を継続的に実 施する ②対象者の罪名・罪種 のみならず、特性や問 題性等、複数の要素に 着目した分析や研究等 を実施する	法務省	・再犯の実態とその防止対策に関する調査の実施及び 分析	・窃盗犯、性犯罪、罪を犯した高齢・障害者について、再犯を含む実態等に関する調査研究を実施した。ま た、性犯罪に関する総合的研究について、平成27年版犯罪白書（特集）及び研究部報告として発刊した。	A	・窃盗事犯者及び罪を犯した高齢・障害者 に関する研究の結果をとりまとめる。 ・粗暴犯について、再犯を含む実態等に関 する調査研究を実施する。 ・罪名その他多様な要素に着目し、再犯者 の実態及び再犯防止対策に関する総合的 研究を実施する。
	ii	再犯をしなかった者につ いて、更生することがで きた要因等の調査研究 を検討する	法務省	・再犯をしなかった者等に関する調査研究の実施	・青少年の立ち直り(デシスタンス)に関する調査を実施した。	A	・青少年の立ち直り(デシスタンス)に関する 調査を引き続き実施する。
(2)再犯の実態把 握や再犯の未然防 止のための情報連 携体制の構築	i	既存資料、データベース 等の利活用も含めた広 範かつ有機的な情報連 携体制を構築する	法務省	・データベース構築に係る費用対効果を踏まえつつ、早 ければ平成28年度中に本データベースの運用を開始 することを目指して準備	・平成28年度中の運用開始に向け、刑事情報連携データベースシステムの開発構築作業を開始した。	A	・今後の施策変更等に対応した本デー タベースの改修を含めた運用体制を整備す る。
	ii	DNA型データベースの 拡充や刑務所出所者情 報の共有の強化等、再 犯の未然防止に資する 情報・データの収集の在 り方やその活用方策の 検討を行い、効果的な 情報連携体制を確立す る	警察庁 法務省	・検討結果を踏まえ、必要に応じ、関係省庁が連携し、 施策を具体化	・DNA型鑑定の的確な実施のため、鑑定施設の拡充及び経費の措置等鑑定基盤の整備を図った。	B	・DNA型鑑定の的確な実施のための具体 的な施策を実施する。
(3)既存の制度や 枠組みにとらわれ ない新たな施策の 検討		満期釈放者や保護観察 終了者に有効な支援を 行うための新たな枠組 み等、既存の制度や枠 組みにとらわれない新 たな施策の検討を行う	全関係省庁	・検討結果を踏まえ、必要に応じ、関係省庁が連携し、 施策を具体化	・再犯防止のための情報連携体制について検討し、検察庁・矯正施設・更生保護官署が保有する情報の うち、相互利用に資するものを連携させ、当該情報を施策の効果検証等に活用できるようにする刑事情報 連携データベースシステムの開発作業を開始した。	A	・システムを活用した新たな再犯防止施策 等の検討を進める。
				・指導体制の見直しを踏まえた改善策の実施			

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成27年度の取組	平成27年度に実施した取組内容			今後の課題等
				取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施した取組 (注2)	
4 広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する							
(1)啓発事業等の実施	再犯の状況、再犯防止対策の実情等について、国民にわかりやすく提示又は説明し、国民の理解や具体的な支援・協力を促進する	警察庁 法務省	・刑務所等への参観希望者の積極的な受入れ	・刑務所等において、参観希望者を積極的に受け入れた。 ・平成27年に全国の刑務所等で実施した参観の合計回数は5, 489回(平成26年は5, 303回、平成25年は5, 561回)。うち、平成27年に各刑務所等から参観の機会を提供し、参観希望者を募集して実施した参観の回数は360回(平成26年は364回、平成25年は342回)。	A	・少年鑑別所における子どもの非行問題などの相談窓口における取組等について、法務省ホームページに掲載した。	・更に参観内容を充実させる。
			・前年度の実施結果を踏まえた内容等の検証を行い、より効果的な活動を実施	・更生保護関係者の意見等も踏まえ、より分かりやすい広報啓発資料を政策し、広く配布するなどして効果的な広報啓発を行った。 ・犯罪をした人等の立ち直りに理解と協力を求める「社会を明るくする運動」の推進に当たっての総理大臣メッセージを活用し、地方自治体や関係機関・団体、国民に対して広く広報啓発を行った。 ・福祉等との連携の重要性に鑑み、福祉関係の有資格者や学生に対する「保護観察官による更生保護出張講座」を182回実施した(平成27年)。	A	・再犯防止に取り組む職員や保護司、協力雇用主等の民間了力者の声を聞くとともに、関係団体のトップに対して再犯防止を売り込むことを目的に、法務大臣・副大臣・大臣政務官を隊長とする「再犯防止キャラバン」を2回実施した。	・前年度までの実施状況も踏まえながら、より効果的な広報啓発資料の作成や多くの国民の参画を得た広報啓発の強化を行うほか、更生保護出張講座の充実にも努める。
			・平成26年度に策定した広報戦略に基づき、計画的に広報活動を実施する。				
(2)刑事司法分野に関する法教育の実施	学校教育等における法や司法に関する学習機会の充実策の一環として、広報活動等を実施する	法務省	4－(1)の再掲				
			・前年度の実施結果を踏まえつつ、保護司や保護観察官等による法教育授業を実施	・前年度の実施結果を踏まえつつ、保護司や保護観察官等による法教育を375回実施した。	A		・前年度の実施状況を踏まえて実施を継続する。
			・少年鑑別所において、前年度の法教育の実施状況を踏まえ、改善策を講じて継続実施	・小学校、中学校、高等学校及び大学の生徒・学生に対し、少年鑑別所の職員による法教育を継続的に実施した。	A		・少年鑑別所による法教育を引き続き積極的に実施する。
			・保護観察所や保護司会において、前年度の法教育の実施状況を踏まえ、改善策を講じて継続実施	・保護観察所や保護司会において、学校関係者との連携を強化するなどし、前年度の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、法教育の充実に努めている。	A		・前年度の実施状況を踏まえ、更なる法教育の充実に図る。
			・検察庁における、再犯防止に向けた各取組を踏まえた刑事司法分野に関する広報の実施 ・移動教室や出前教室への検察庁職員の派遣の継続	・検察庁職員による学生を対象とした移動教室、出前教室及び模擬裁判の実施や一般市民に対する講演会等での広報用パンフレットの配布などの広報活動を1, 029回実施し、これら活動を通じて刑事司法の果たす役割や刑事裁判の流れについて広く周知を図り、積極的な広報を展開した。	A		・検察庁職員による移動教室等の広報活動を継続して実施していく。
			・必要に応じ、高等学校における法教育実践状況に関する調査研究を実施 ・関係機関との連携強化や教材の改訂等の支援の実施	・専門学科及び総合学科高等学校における法教育実践状況に関する調査研究を実施し、3月にその報告書を取りまとめ、法教育推進協議会において報告した。 ・保護観察所や保護司会において積極的に実施するとともに、平素から学校等教育関係の機関・団体と連携を強化するようにしている。	B	・法科大学院生による少年院での法教育授業を実施した。	・平成26年度及び同27年度に実施した高等学校における法教育の実践状況に関する調査結果を踏まえ、今後、法教育推進協議会等において、法教育教材の製作等に向けた検討を行う。 ・前年度の実施状況を踏まえて実施を継続する。
(3)保護司制度の基盤整備と充実・強化	保護司制度の基盤を強化し、新任保護司の確保と保護司の育成に努めるとともに、保護司が地域社会の理解や協力を得て、円滑に活動できる環境を整備する	総務省 法務省	・保護司適任者の確保と育成のための施策の円滑な実施及び定着 ・更生保護サポートセンター(※18)の機能強化 ・保護司が地域の関係機関・団体の支援を得られやすくする仕組みの円滑な実施及び定着 ・保護司と地方公共団体が連携して行う活動等、連携充実策の円滑な実施及び定着	・保護司組織と協議し策定された保護司適任者の安定的確保のための指針に基づいた取組を官民一丸となって推進した。 ・平成27年度中に更生保護サポートセンター(※18)を101箇所増設し、合計446箇所設置し、保護司の数が前年度を上回った(平成28年1月1日現在:47, 939人、前年度同時期:47, 872人)。 ・平成28年度政府予算案において、13箇所の新規設置のほか、事務所借料等運営の充実強化のための経費が計上されている。 ・平成27年11月、総務省地域力創造審議官及び法務省保護局長の連名により、各都道府県知事及び各市区町村長宛て、更生保護サポートセンター(※18)の設置場所の確保等に関する依頼文書を発出した。	A		・サポートセンターの拡充、重点化・効率化による運営の充実強化、地域住民を対象とした保護司活動への理解促進等を図り、保護司の安定的な確保のための施策の推進継続に努める。
(4)弁護士及び日本弁護士連合会等との連携	刑務所出所者等が円滑な社会復帰を果たし、自立更生していくためには、弁護士等による法的支援が必要かつ有用であるため、弁護士、日本弁護士連合会及び日本司法支援センター(法テラス)等との連携方策について検討する	法務省	・社会復帰支援策についての弁護士会等との協議・試行 ・刑務所出所者等の社会復帰に向けた連携方策の検討・試行	刑務所出所者等の社会復帰に向けた連携方策については、日本司法支援センター(法テラス)と連携して、以下の2つの取組を試行した。 ①保護観察対象者が行う被害弁償等に関する法的支援 ②仮釈放前における講話 ①については、平成27年度につき、1件の利用実績があった。 ②については、平成26年8月から仮釈放または仮退院を予定している受刑者又は入院少年を対象に、日本司法支援センターによる法的援助の内容、利用手続、社会復帰のための活用方法等を内容とする講話を試行的に実施しており、平成27年度は、試行地を4地域(6箇所)から6地域(9箇所)に拡大し、合計89回実施した。	B		・現在試行中の取組につき、日本司法支援センター等関係機関とともに、試行結果等を分析・協議した上で、今後のスキームの方向性等について検討する必要がある。

項目	取組概要		担当省庁	工程表における平成27年度を取組	平成27年度に実施した取組内容			今後の課題等
					取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施した取組 (注2)	
(5) ボランティアやNPO法人等民間資源の参画による支援策の展開	i	更生保護女性会、BBS会等、広く国民の参画を募る支援策の充実強化を図る	法務省	・更生保護女性会・BBS会の会員に対する研修の実施状況を踏まえ、より効果的な実施について検討 ・更生保護女性会員・BBS会員による保護観察対象者等に対する処遇への支援活動の多様化の検討結果を踏まえ、必要に応じ、実施	・更生保護女性会・BBS会の新会員に対する研修を実施している。 ・平成27年度も、昨年度の実施結果を踏まえて、保護司・更生保護女性会員・BBS会員が連携を深めるための三団体研修会を実施した。	A		・前年度までの実施状況も踏まえながら、更生保護女性会やBBS会に対する研修の更なる充実を図る。
	ii	民間団体等を自立準備ホーム(※9)等の運営主体として開拓するとともに、これら民間協力者等へのサポート体制を強化する	法務省	・民間協力者や地域と連携した処遇・教育の充実方策の試行的実施	・更生保護女性会やBBS会により、犯罪をした人等の立ち直りに資する活動の充実が図られるよう、各種研修等を実施している。	A		・前年度までの実施状況も踏まえながら、継続して実施する。
				・矯正施設における民間企業との連携の充実による所要の受刑者の社会復帰支援の実施	・刑事施設11庁、少年院12庁において職親プロジェクト(※19)に協力し、民間企業との連携を図った。	A		・引き続き、出所後の就労が継続するよう、民間企業との連携の更なる充実化を図る。
				・自立準備ホーム(※9)各施設の機能及び特性に応じた受入れの促進及び処遇内容の充実	・NPO法人等の多様な民間事業者を自立準備ホームの運営主体として開拓したところ、平成27年度における自立準備ホーム登録事業者数は前年度を上回った(平成28年1月末現在358事業者、前年同時期325事業者)。また、これらの事業者の機能及び特性を踏まえて、各保護観察所で保護観察対象者の特性に応じた委託を行った結果、同ホームへの新規委託実人員は前年度を上回った(平成28年1月末現在新規委託人員1,178人;前年度同時期1,053人)(2(1) i 再掲)。	A		・引き続き、多様な登録事業者を開拓し、自立準備ホーム(※9)の効果的な活用を図る。
				効果的な就労支援の実施	・「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」を導入するなど協力雇用主に対する経済的支援策の拡充を行うとともに更生保護就労支援事業(※17)の実施庁を拡充し、協力雇用主(住み込み就労可能な雇用主を含む)の新規開拓(平成28年4月1日現在16,330事業主)や研修等を行った。(2(1) i 再掲)	A		・厚生労働省と連携して刑務所出所者等総合的就労支援を更に推進するとともに、刑務所出所者等就労奨励金支給制度の拡充等協力雇用主に対する支援の充実強化を行っていく。 ・刑務所出所者等の社会復帰に不可欠な生活基盤である就労と住居を一体的に確保するための方策を検討、実施する。

注1 実施の状況については、「A:実施(工程表どおり全て実施した)、B:一部実施(工程表の一部を実施したが、全ては実施できなかった)、C:未実施(工程表の施策が実施できなかった)、D:その他(工程表の施策の実施を断念したなど)」とする。

注2 平成27年度を取組に記載されていないが、同年度に特記すべき取組を実施した場合に記載する。

- ※ 1 法務省式ケースアセスメントツール … 再犯・再非行の要因や教育上の必要性等を把握するために、法務省において開発中の調査方式。
- ※ 2 チームティーチング … 複数の教官がチームを作り、協力してきめ細やかな授業等を行う指導方法。
- ※ 3 PDCAサイクル … Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。
- ※ 4 処遇課程 … 少年院において、在院者の特性に応じた効果的な矯正教育を実施するために設けられている各処遇のコースのこと。
- ※ 5 少年院矯正教育課程 … 変更前の名称は、「教育課程」。各少年院における矯正教育の目標、内容、実施方法及び期間その他矯正教育の実施に関し必要な事項を定めた教育計画。
- ※ 6 個人別矯正教育計画 … 変更前の名称は、「個別的処遇計画」。個々の対象者に対する具体的な処遇の個別化を徹底するため、各施設のエデュケーションを基に在院者ごとに作成する処遇の計画。
- ※ 7 成績評価 … 個別的処遇計画に基づく在院者の目標の達成度の確認、教育の内容及び方法の妥当性の検証をし、個別的処遇計画の効果的な運用と在院者の社会復帰への動機付けを図ることを目的として行う評価。
- ※ 8 更生保護施設 … 刑務所出所者等を一定の期間保護して、その円滑な社会復帰を助ける民間の施設。その多くを更生保護法人が営む。
- ※ 9 自立準備ホーム … NPO法人等が国からの委託を受けて刑務所出所者等に対し提供する宿泊場所。
- ※10 特別調整 … 高齢又は障害により自立困難で住居もない入所受刑者等について、刑務所等、保護観察所及び地域生活定着支援センター（※10参照）が連携し、社会福祉施設等への入所など、釈放後に必要な福祉サービスを受けることができるようにする特別の生活環境の調整手続
- ※11 地域生活定着支援センター … 高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等について、出所等後直ちに福祉サービス等につなげるための準備を、保護観察所と協働して進める支援機関。
- ※12 更生緊急保護 … 満期釈放者、起訴猶予者等が、親族からの援助を受けることができない場合等に、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を与え、又は更生保護施設等に宿泊を委託するなどの措置を講じるもの。
- ※13 刑務所出所者等総合的就労支援対策 … 矯正機関・更生保護機関と職業安定機関が強固な連携体制を構築した上で、刑務所出所者等に対して効果的な就労支援を行うもの。
- ※14 暴力追放運動推進センター … 暴力団員による不当な行為の防止とこれによる被害の救済に寄与することを目的として各都道府県公安委員会が指定する。
- ※15 自助グループ … なんらかの困難や問題、悩みを抱えた人が同様な問題を抱えている個人や家族と共に当事者同士の自発的なつながりで結びついた集団。
- ※16 自立更生促進センター … 刑務所出所者等を一時的に受け入れる、国が設置した宿泊場所。狭義には入所者の特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施するもの。
- ※17 更生保護就労支援モデル事業 … 民間のノウハウを生かし、矯正施設入所中から就職後の職場定着まで、継続的かつきめ細かな就労支援を行う保護観察所の事業。
- ※18 更生保護サポートセンター … 地域における保護司活動の拠点。
- ※19 職親プロジェクト … 少年院出院者や刑務所出所者に就労体験の機会を提供することで、円滑な社会復帰を支援する、日本財団及び民間企業主導のプロジェクト。平成28年2月現在で31社が参加している。